

富山県社会福祉審議会運営規程の一部改正について
(児童福祉措置審査部会の所掌事務の追加)

令和8年2月12日
こども未来課
子育て支援課

1. 改正理由

令和7年4月の児童福祉法の改正により、虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、職員による虐待の通報義務等の対象に保育所等が追加された（令和7年10月1日施行）。

県は、保育所等の職員による虐待に関する事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置を講じた場合は、児童福祉審議会に報告する必要がある。

併せて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律も改正となり、幼保連携型認定こども園の職員による虐待についても、同様に、都道府県児童福祉審議会への報告等が規定された。

今回の法改正を踏まえ、保育所等の職員による虐待に関して県が講じた措置について、児童虐待に関する事項を調査審議している児童福祉措置審査部会へ報告を行うこととするため、所要の改正を行うもの。

2. 改正案

富山県社会福祉審議会運営規程 新旧対照表

現 行	改正案
第1条～第3条 (略) (部会の設置) 第4条 (略) 2 児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項について調査審議するものとする。 (1) 略 (2) 児童福祉措置審査部会 次に掲げる事項 ア 児童相談所が行う入所措置等に関する事項 イ 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に関する事項 ウ 被措置児童等虐待に関する事項 エ 里親等委託中又は施設入所中の児童等に関する監護に関する事項 オ こどもの権利擁護に関する事項 (3) 略 第5条～第8条 (略)	第1条～第3条 (略) (部会の設置) 第4条 (略) 2 児童福祉専門分科会に次の各号に掲げる部会を置き、当該各号に掲げる事項について調査審議するものとする。 (1) 略 (2) 児童福祉措置審査部会 次に掲げる事項 ア 児童相談所が行う入所措置等に関する事項 イ 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析に関する事項 ウ 被措置児童等虐待及び入園児虐待に関する事項 エ 里親等委託中又は施設入所中の児童等に関する監護に関する事項 オ こどもの権利擁護に関する事項 (3) 略 第5条～第8条 (略) <u>附 則</u> この規程は、令和8年 月 日から施行する。

3. 児童福祉措置審査部会への報告対象施設

(1) 被措置児童等虐待

児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、里親、乳児院、母子生活支援施設、保育所（保育所型認定こども園を含む）、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、認可外保育施設（地方裁量型認定こども園を含む）、指定発達支援医療機関、一時保護施設

(2) 入園児虐待

幼保連携型認定こども園

※ただし、中核市が所管行政庁となる施設を除く。

※下線部が令和7年4月の法の改正により追加となった施設

4. 児童福祉措置審査部会の役割

県からの報告（虐待事案の内容、県の対応及び施設の改善措置等）に対し、専門的・客観的な立場から意見を述べる。